

＝研修・講習会＝

自動車整備経営セミナーの開催について ～自動車整備業の現状と将来展望～

自動車整備業界は、急速に進展する自動車技術の高度化への対応等大きな変革期を迎えております。このような状況のなか業界紙であります日刊自動車新聞社より講師をお招きし、自動車業界の現状と業界の将来展望等について、最新の情報を提供していただく講演会を下記のとおり開催致します。つきましては、今後の事業経営に参考となる研修会でありますので、多数のご出席をお願い致します。

記

- ◇受付期間 11月16日（金）まで
- ◇開催日時 11月21日（水） 17：30～19：30
受付 17：00～
- ◇開催場所 (一社) 山梨県自動車整備振興会 大講堂
- ◇テーマ 自動車整備業の現状と将来展望
- ◇講 師 日刊自動車新聞社 代表取締役社長 高橋賢治 氏
- ◇受講料 無料

◎受講申込方法

日刊自動車新聞社講演会参加申込書に必要事項を記載の上、11月16日（金）までに
FAXにてお申し込みください。

自動車整備経営セミナー講演会参加申込書

11月21日（水） 研修時間：17：30～19：30

支 部 名	支部	認証番号	8 -
事業者名			
代表者名			
受講者名			

1. ハイブリッド・EV車整備講習

ハイブリッド車、EV車に対する整備上の注意点等に関する講習会を開催します。

- ◇ 受講条件　自動車整備士取得者（特殊整備士は除く）で「**低圧電気取扱特別講習**」受講済みの方を対象とします。
- ◇ 受付期間　**12月21日（金）まで**
- ◇ 講習日時　**1月16日（水）9：30～16：00**
- ◇ 講習会場　（一社）山梨県自動車整備振興会 学科教室、実習場
- ◇ 講習内容
 - ・ハイブリッド、EV車両に関する注意事項
 - ・高電圧回路遮断及びインバータ回路に関する整備方法
 - ・スキャンツール（日立、デンソー等）を使い、機器の取扱い方法と実車での故障探求
 - ・ハイブリッド車ECBフルード交換方法
- ◇ 持ち物　サーキットテスタ（デジタル）、筆記用具
- ◇ 定員　**20名（定員になり次第締切とさせて頂きます）**
- ◇ 受講料　4,200円（資料代含む）

※申込み用紙は会報P34にあります。

2. ウインチ運転者特別講習会

車積載車に装備されるウインチを操作するためには、労働安全衛生法第59条、規則第36条の規定により「安全に関する特別教育」の受講が義務付けられています。

本講習は、ウインチを操作する際の基礎的な知識と注意点並びに関係法規の学科教育を行いますので、積載車の巻上げウインチを操作する方は、是非参加して下さい。

学科教育終了時に「巻上げ機（ウインチ）運転者特別教育 学科教育受講証明書」を交付させていただきますので、各事業場にて「巻上げ機の運転」「荷掛け及び合図」の実技教育（4時間）を実施後、事業場の実技を行った旨の証明をした「実技教育受講証明書」をお持ちいただければ、労働安全衛生法で定める「巻上げ機（ウインチ）の運転の業務に係る特別教育修了」を証明する修了証を発行します。

- ◇ 受付期間　**1月11日（金）まで**
- ◇ 講習日時　**1月28日（月）9：30～17：00**
- ◇ 講習場所　（一社）山梨県自動車整備振興会 研修センター
- ◇ 担当講師　巻上げ機（ウインチ）運転者特別教育指導員講習を受講済みの教育課職員
- ◇ 受講対象者　事業場にウインチ付車積載車をお持ちで、車積載車のウインチ操作を行う方
- ◇ 募集定員　**50名（定員になり次第締切とします）**
- ◇ 受講料　5,200円（テキスト代含む）

※申込み用紙は会報P34にあります。

3. 平成30度第2回自動車検査員教習

自動車検査員資格を取得するための教習が、下記により実施されますのでお知らせします。

◇受付期間 **11月16日（金）～11月30日（金）**

◇教習日程 1月中旬（4日間）予定 9:00～17:00

◇試問日 平成31年2月 5日（火）

◇教習受講資格

「指定自動車整備事業業務取扱要領」第10条に定める者（教習開始日の前日において、整備主任者（二級自動車シャシ整備士の技術検定のみに合格した者を除く。）として1年以上（一級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあっては、6ヶ月以上）の実務経験を有する者）であって、次の各号の一に該当する者。

（1）指定自動車整備事業の指定を受けている事業場に従事している者

（2）指定自動車整備事業の指定を受けようとしている事業場に従事している者

（3）上記（1）及び（2）に勤務を予定している者

なお、直近の整備主任者研修（平成30年11月実施）を受講していること。

（4）自動車検査員再教習受講通知を受けた者

◇教習会場 （一社）山梨県自動車整備振興会

◇申請書類 ①申請書2枚（申請書は振興会・指導教育部窓口に用意します。）

振興会ホームページ（<http://www.ams.or.jp>）の会員ページからもダウンロードできます。

②写真 2枚（4cm×3cm）申請書に貼付

③はがき3枚（申請書の氏名・郵便番号・住所を記入）

④自動車整備技能者手帳（法令研修の受講を確認します）

⑤一級又は二級自動車整備士の合格証書

◇資料代 20,000円

※資料代は関係法令の改正等により追加・変更する場合があります。

※平成29年度第1回、2回、平成30年度第1回、の教習を受講された方で、今回試問のみを受験される方も必ず申請して下さい。

※詳細については、別途お知らせします。

3-2. 自動車検査員教習特別講習会

上記教習にあたり、合格に向けた特別講習会を開催致します。試問合格率アップを目的とした勉強会となりますので、自動車検査員教習の申請者は受講することをお勧めします。

◇受付期間 **11月16日（金）～12月21日（金）**

◇日 程 1月下旬（3日間）予定 9:00～17:00

◇会 場 （一社）山梨県自動車整備振興会

◇申請書類 自動車検査員特別講習受講申込書1部

（検査員教習受講申請時に受講料を添えて併せてお申し込み下さい。）

◇受講料 9,300円

各種研修・講習申込方法

申込書は、教育課窓口にあります。また、振興会ホームページ (<http://www.ams.or.jp>) の「会員ページ」からもダウンロードできます。必要事項を記入の上、教育課までお申し込み下さい。

4. スキャンツール応用研修会

スキャンツール活用事業場認定要件である、標記講習会を下記により開催します。

- ◇受付期間 **11月22日（木）まで**
- ◇講習日時 12月 3日（月）9：30～16：30
- ◇講習会場 （一社）山梨県自動車整備振興会 学科教室、実習場
- ◇対象者 次のいずれかの方
- (1) スキャンツール基本研修（外部診断機取扱等講習）修了者
 - (2) 平成13～15年度の3年間のいずれかの整備主任者研修においてスキャンツールを使用した研修を受講した者。
 - (3) 振興会の行ったスキャンツール研修のうち、上記整備主任者研修の内容と同等以上（研修時間は問わない）の研修を受講した者
(平成28年10月2日（日）、3日（月）に行なった「スキャンツール取扱い講習」も対象となります)
 - (4) スキャンツールメーカー、損害保険会社、電装品組合等が実施した（する）整備事業者向けの研修で、スキャンツール活用研修会実施要領で定めた研修内容、研修時間、教材、指導員が基本研修と同等以上の研修を受講した者。（不明な方は教育課までご相談ください）
- ◇講師 ディーラートレーナー予定、技術講習所講師
- ◇講習内容 (学科)
1. スキャンツールの機能（再確認）
2. F A I N E Sからのデータ取得
3. エンジン電子制御システムの各構成要素の仕組み
4. 自己診断と空燃比制御
(実習)
1. スキャンツール操作方法
2. 正常時データの収集
3. 正常時と異常時のデータ比較による故障診断
4. 診断コードに出ない故障をデータモニタで確認
- ◇定員 **20人**（定員になり次第締切とさせて頂きます）
- ◇受講料 5,200円（資料代含む）

※申込み用紙は会報P34にあります。

5. 整備主任者(技術)研修

標記研修を次のとおり実施致します。該当事業場には事前に通知致しますので、必ず受講されますようお願い致します。

研修対象者は、

各事業場で選任されている整備主任者 (1事業場1名以上)

◇研修会場 (一社) 山梨県自動車整備振興会 研修センター及び実習場

◇担当講師 各ディーラー技術担当者

◇研修内容 学科：新機構・新装置

実習：動力伝達装置の構造・機能及び故障診断

ボディ電装系の構造・機能及び故障診断

◇受講料 6,950円(テキスト代含む)

【使用テキスト】

・平成30年度版 自動車整備新技術(学科研修用) 1,200円

・平成30年度版 自動車整備新技術(実習研修用) 1,300円

◇研修日時 受付 9:00 ~ 9:30

研修 9:30 ~ 17:00

※日程につきましては、次表を参照して下さい。

回数	月 日	曜日	該当支部	受講予定者数	学科(小型)	実習(小型)	学科(大型)
1	9月6日	木	岳麓①	45 (27)	日産	日産	日野
2	9月13日	木	岳麓②	46 (33)	スズキ	スズキ	いすゞ
			大月				
3	9月20日	木	峡北	55 (33)	トヨタ	トヨタ	UDトラックス
			南アルプス南				
4	10月11日	木	南巨摩南	31 (20)	ホンダ	ホンダ	いすゞ
			塩山				
5	11月1日	木	南アルプス北	44 (37)	スバル	スバル	三菱ふそう
			南巨摩北				
6	11月8日	木	都留	40	日産	日産	いすゞ
			上野原				
7	11月15日	木	韮崎	61	ホンダ	ホンダ	UDトラックス
			市川				
8	11月22日	木	甲府南①	49	トヨタ	トヨタ	日野
9	12月6日	木	甲府南②	55	三菱	三菱	三菱ふそう
			甲府西				
10	12月20日	木	二輪	15	二輪	二輪	
11	1月10日	木	甲府東	59	トヨタ	トヨタ	三菱ふそう
			甲府北				
12	1月17日	木	東八①	51	ダイハツ	ダイハツ	UDトラックス
13	2月7日	木	東八②	51	マツダ	マツダ	日野
			日下部				
14	2月14日	木	その他	8	トヨタ	トヨタ	三菱ふそう

車積載車による事故車等の排除業務に係る 有償運送許可取得のための研修会について

平成23年9月以降、車積載車による道路上の事故車及び故障車の排除業務について、事業者が有償運送許可を得るために必要な研修会を受講し、管轄する運輸支局に申請することにより、地域、期間を限定した上で有償にて行うことが可能となります。

これに伴い、下記のとおり研修会を開催致しますので、受講及び許可申請を希望される事業者の方は、下記申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申し込みください。

なお、定員を100名とさせて頂きます。定員となり次第締め切らせて頂きますのでご理解のほどお願いします。

1. 開催日時

①12月17日（月） 受付時間：12：30～13：00
研修時間：13：00～18：00

2. 開催場所

（一社）山梨県自動車整備振興会 大講堂

3. 受講対象者

自家用の車積載車を保有し、有償運送許可を受けようとする事業者の責任者1名

※複数店舗ある事業者において責任者1名の受講で複数台の申請が可能ですが、必ず社内研修を行って下さい。

4. 費用

研修費 5,000円（税込）
テキスト代 500円（税込）

5. 持参品

①研修費

②車積載車の自動車検査証コピー

使用者（所有者）の住所が許可を受けようとする事業者と同一であること。

車検証が旧住所（市町村合併も含む）や旧社名の場合は、記載変更を行って下さい。県外ナンバーは申請できません。

③車積載車の任意保険証コピー

損害賠償責任保険契約または損害賠償責任共済保険を締結していること。

任意保険 対人保険 1名当たりの補償額 無制限

④印鑑（法人の場合は社印、個人の場合は認印、シャチハタは不可）

⑤筆記用具

6. 受講申込方法

有償運送許可取得のための研修会申込書（32ページ）に必要事項を記載の上、11月30日（金）までにFAXにてお申し込みください。

※平成28年度以降に許可を受けた事業者におかれましては、許可証の有効期間が3年間となっておりますので、今回の研修を受講する必要はありません。許可証の有効期間をご確認下さい。

車積載車による事故車等の排除業務に係る 有償運送許可取得のための研修会申込書

12月17日（月） 受付時間：12：30～13：00
研修時間：13：00～18：00

支部名	支部	認証番号	8 -
事業者名			
代表者名			
受講者名			

受講者が変更になる場合は、事前にご連絡を下さい。

普通救命講習報告

10月2日（火）笛吹消防署より4名の署員を派遣していただき、標記講習会を行いました。心肺蘇生方法、AED の取り扱いについて指導していただき、参加者全員で初期救命のための手順を習得しました。



低圧電気取扱特別講習報告

10月2日（火）トヨタカローラ山梨（株）サービス技術トレーナーにより、標記講習会を行いました。電気の基礎知識、関係法令、取扱いの注意、車両による作業実習等を行いました。修了諮詢については、全員が合格されました。



第132期技術講習所開講式

第132回期技術講習所開講式が10月9日（火）9：00より行なわれました。内藤教育委員長より開講の挨拶があり、2級ガソリン課程9名、3級自動車ガソリンエンジン課程11名、計20名が翌年2月までの20日間にわたる自動車整備技能登録試験実技免除講習を受講することになりました。

20名全員が本講習を無事修了出来るよう、お互いに努力していきたいと思います。また、講習生を送り出している事業場につきましては、講習受講に対するご協力をお願ひいたします。



2級ガソリン課程9名



内藤教育委員長挨拶

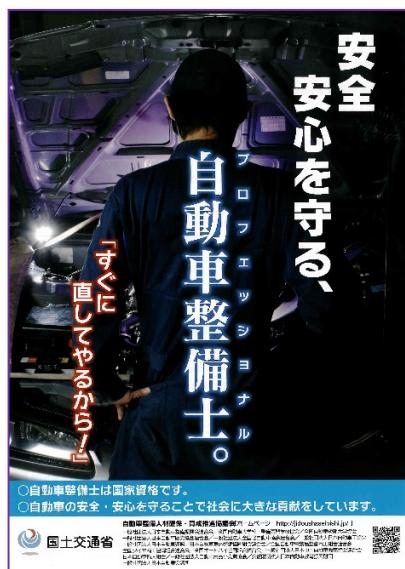


3級ガソリン課程11名

今月の配布物について

国土交通省より自動車整備人材確保の一環として作成した自動車整備士PRポスターと、大型車の車輪脱落事故防止啓発用ポスターが配布されましたので、各工場に掲示をよろしくお願ひ致します。

- | | |
|---------------------|--------|
| ○平成30年度自動車整備士PRポスター | 各工場 1枚 |
| ○大型車の車輪脱落事故防止ポスター | 各工場 1枚 |



各種研修・講習受講申込書

■ 受講者氏名等

受講者氏名	生年月日	認証番号	所属事業場	連絡先(Tel)
フリガナ	S·H 年 月 日			() -

※ 受講希望の各研修申し込み欄に **レ** を記して下さい。

1. ハイブリッド・EV車整備講習

研修日 1月16日(水)

申し込み

4. スキャンツール応用研修

研修日 12月 3日(月)

申し込み	基本研修受講確認 (受講日を記入下さい)	各種外部研修受講確認	
	年 月 日	<input type="radio"/> 受講日	年 月 日
		<input type="radio"/> 研修名	
		<input type="radio"/> 終了番号	

ワインチ運転者特別教育受講申請書

認証番号	8 -	事業場名	
電話番号		FAX番号	
受講者名		生年月日	昭和 年 月 日 平成 年 月 日
車積載車登録番号			
備考			

大型車の車輪脱落事故が増加！特に左後輪に注意！ ～平成 29 年度大型車の車輪脱落事故発生状況を受けて～

国土交通省より、これから冬用タイヤの交換作業を迎える時期であり、タイヤ交換時の適正な作業の実施や一定距離走行後の増し締めなど確実なチェックが重要であることから、下記のとおりプレスリリースされましたのでお知らせいたします。



別添
Press Release

平成 30 年 10 月 19 日
自動車局整備課

大型車の車輪脱落事故が増加！特に左後輪に注意！ ～ 平成 29 年度大型車の車輪脱落事故発生状況を受けて～

平成 29 年度のホイール・ボルト折損等による大型車の車輪脱落事故発生件数は 67 件（うち人身事故 2 件）で、前年度に比べ 11 件増加し、近年、同事故の発生件数は増加傾向にあります。

これから冬用タイヤの交換作業を迎えることから、タイヤ交換時の適正な作業の実施、一定距離走行後の増し締めなど、確実なチェックが重要です。

1. 事故発生状況

平成 29 年度の大型車（車両総重量 8 トン以上のトラック又は乗車定員 30 人以上のバス）のホイール・ボルト折損等による車輪脱落事故の発生状況は別紙 1 のとおりです。

【主な傾向】

- ・大型車の車輪脱落事故は、冬期（11 月～3 月）に集中（全 67 件中 56 件（84%））。
- ・積雪地域での発生が多く、北海道での発生が前年度より 8 件増加し 13 件（前年度の 2.6 倍）。
- ・車輪脱着作業後 1 ヶ月以内に発生した脱落事故が約半数（55%）を占める。
- ・脱輪の主な原因のうちホイール・ボルト又はナットの締付不良等の「作業ミス」が 91 % と大半を占める。
- ・脱輪の直前に行ったタイヤの脱着作業が「タイヤ交換」である 44 件について、その作業の実施月を見ると、11 月にタイヤを交換した車両が 21 件（48%）を占める。
- ・車輪脱落位置の大半（56 件（83%））が左後輪。 ※推定原因については別紙 1 参照

2. 車輪脱落事故防止に係る取り組み

国土交通省では、近年、車輪脱落事故の発生が増加傾向にあることを重く受け止め、関係業界とともに「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会」において、脱輪防止対策に係る従来の取り組みに加え、各業界で取り組むべき車輪脱落事故防止のための「緊急対策」を取りまとめ、実施しております。

特に、これから冬期に向けて冬用タイヤの交換がピークを迎えるため、大型車のユーザーなどの関係者に対し、緊急対策の内容（別紙 2）について徹底を図ってまいります。

なお、上記については、（一社）日本自動車工業会作成のチラシ（別紙 3）により運送事業者をはじめとする大型車ユーザーなどの関係者に対して、徹底を図ってまいります。

＜添付資料＞

- 別紙 1 平成 29 年度大型車の車輪脱落事故発生状況
別紙 2 大型車の車輪脱落事故防止のための「緊急対策」
別紙 3 大型車の車輪脱落事故防止のための啓発用チラシ（（一社）日本自動車工業会作成）

＜問い合わせ先＞

自動車局 整備課 村井、児島、伊堂寺

代表：03-5253-8111（内線：42426、42412）、直通：03-5253-8599、FAX：03-5253-1639

2019年(平成31年) 1月4日から 軽自動車OSSを 開始します。

継続検査

検査手数料・
自動車重量税の
電子納付

電子申請

OSSの前提条件

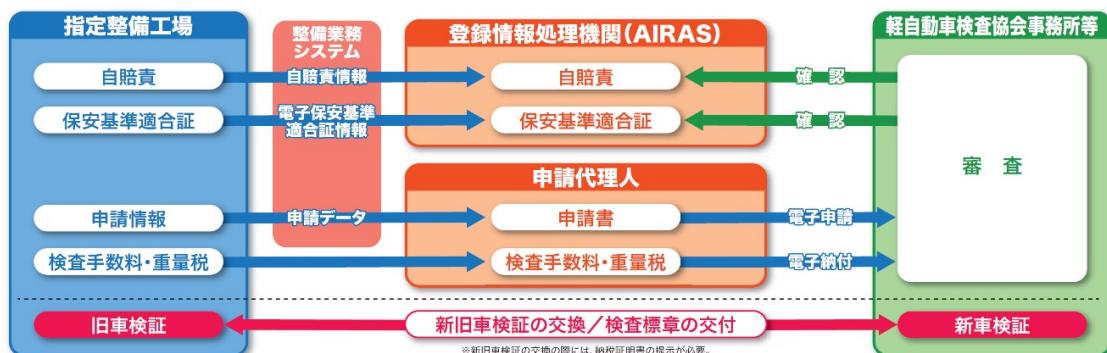
保安基準
適合証情報

自賠責情報

Click!



軽自動車保有関係手続の
ワンストップサービス



軽自動車椿證協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

お問い合わせ先: 軽自動車OSS専用ダイヤル 電話: 050-3364-0800
軽自動車OSSポータルサイト: <https://www.k-oss.keikenkyo.or.jp>
※平成31年1月4日より開設可能。